

# 北海道文教大学研究倫理規程

(平成26年10月16日 則 第4号)

## (前文)

大学における学術研究は、その高度な発展と共に、社会に対する責任は非常に大きくなってきていることに鑑み、学術研究に従事する研究者は、その研究の目的が何であるかを自覚して、自らの自由な研究活動を行うことに努め、その研究の成果は社会及び人類の幸福に寄与するものでなければならない。

一方、大学には教育機関としての重大な責務が課せられていると同時に、高度に専門化した研究を行う機関であり、他の研究機関との相互的交流のなかで研究活動を行っている。したがって、学術研究に携わる者は、真理の探究に謙虚であるとともに、学生の教育に努め、その人間性を尊重し、また、自らの研究に対し真摯でなければならない。

このような意味で、本学において学術研究を推進する者は、人間の生命の尊厳に立脚した研究の倫理に則って、研究・教育にあたらなければならない。

北海道文教大学は、本学の構成員が個人の良心に照らして行動するだけでなく、研究者としての倫理に基づき、あらゆる場面において適切に研究を遂行することができるよう努め、この課題を実現するために、ここに北海道文教大学研究倫理規程を定める。

## (目的)

第1条 この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）における学術研究が、科学的、社会的、倫理的観点から判断して適切に進められ、当該学術研究の信頼性と公正性が確保されるよう、研究を遂行する上で遵守すべき倫理規準を定め、もって、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

## (研究の原則)

第2条 研究者は、高い倫理的規範のもとに、自律的に研究を遂行し、その結果に責任を持ち、研究に対して真摯で公正な態度をとるよう努めなければならない。

2 研究者は、個人それぞれをその人格性において尊重し、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

## (定義)

第3条 この規程で、研究者とは、本学の教員及び本学で研究活動に従事する学部学生、大学院学生及び研究生（以下「学生」という。）並びに本学で研究活動を行う共同研究者等、研究に関わる全ての者をいう。ただし、学部生及び大学院生の研究については、この規程の内容を熟知した指導教員の責任の下に行われているものとして取り扱う。

- 2 この規程で、研究とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。
- 3 この規程で、発表とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の遵守事項)

第4条 研究者は、たえず自己の専門研究能力と知識の水準を高度に維持し、さらにその向上をめざして自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、その研究活動において、文化、伝統、価値観及び規範の多様性の理解に努め、かつこれを尊重しなければならない。また、同活動において、性別、人種、出自、地位、思想、宗教などによる差別的扱いをしてはならない。
- 3 研究者は、共同研究者、研究協力者及び研究支援者等の人格並びにそれぞれの学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、広く教育的見地に立ち、不当な圧力や制限を蒙らないように十分な配慮をしなければならない。
- 5 研究者は、自らの研究活動について、その研究の計画・目的・進捗状況等を説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究成果の公表と社会への還元を努めなければならない。
- 7 人を含む生命を研究対象とする場合、その研究は科学的、社会的及び倫理的に妥当な方法で行わなければならない。
- 8 研究者は、利害関係者との金品授受等（学位審査時の金品授受を含む）を行ってはならない。

(研究のための情報・データ等の収集、利用及び管理)

第5条 研究者は、資料、情報、データ等を科学的かつ倫理的に適切な方法で収集しなければならない。

- 2 研究者は、収集した資料、情報、データ等について、消滅、漏洩、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じ、適切な期間、これらを保存しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、正当な理由なくこれを他に洩らしてはならない。

(研究成果の発表)

第8条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表するように努め

なければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際しては、他の研究のもつ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果の捏造、改ざん、又は盗用等の不正行為をしてはならない。

この項において規定する、捏造、改ざん、盗用とは、次の行為をいう。

(1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成する行為をいう。

(2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為をいう。

(3) 盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為をいう。

4 研究者は、研究を遂行する上で助言を受けた者、援助を受けた組織に対し、研究成果の発表の際に、適切に謝意を表さなければならない。

(オーサーシップ)

第9条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の独創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、オーサーシップが認められる。

2 共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

(研究費の取扱)

第10条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、あるいは寄付金等から提供されていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費にのみ使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、本学の諸規程及び当該研究費の使用規程等を遵守し、その用途に関する書類等の管理を厳重に行い、研究期間終了後においても、一定期間保存するとともに、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

(他者の業績評価)

第11条 研究者が他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等に従い、自己の見識及び知識に照らして適切に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わる中で知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第12条 研究者は、研究活動を行うにあたり、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行っては

ならない。

(利益相反)

第13条 研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり、及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(北海道文教大学の責務)

第14条 本学は、本規程に基づいて、研究者の研究倫理意識の周知徹底を図り、必要な諸規程の整備、運営組織の設置・充実に努める責務を有する。

2 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては速やかに適切な措置を講じるものとする。

3 本条の目的を達成するため、本規程に定められた諸事項は北海道文教大学研究倫理審査委員会で扱うこととする。

4 前項の委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第15条 この規程に関する庶務は、事務局関係各課の協力を得て総務部総務課が処理する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月16日から施行する。